認定基準

以下の表の各項目について、①及び②のいずれにも該当する場合、当該項目の認定基準 (かごしま「働き方改革」推進企業)を満たす。ただし、実施が義務づけられている取組 は①に該当しないものとする。

項目		1	2
ア 社内の意識向上		経営層・従業員一 丸となって職場環 境を改善するため の取組を実施して いること	
イ 長時間労働縮減の促進		長時間労働を縮減するための制度を整備する等取組を実施していること	以下のいずれにも該当すること (7) 直近の事業年度において,所定 外労働時間の月平均が次のいずれ かを満たしている 10時間以下(全従業員平均) 20時間以下(正社員平均) (1) 直近の事業年度において,以下 のいずれかに該当すること ・時間外労働時間が月45時間を 超えた月のある従業員がいない ・時間外労働時間の月平均が30 時間以上の従業員がいない
ウ 休暇の取得促進(休み やすい環境整備)		休暇の取得を促進 し、休みやすい環 境にするための制 度を整備する等取 組を実施している こと	以下のいずれかに該当すること (7) 直近の事業年度において,年次 有給休暇の平均取得率が65%以上 である (1) 直近の事業年度において,年次 有給休暇の平均取得日数が12日以 上である
エ 柔軟・多様な働き方が しやすい環境整備		柔軟・多様な働き 方がしやすいよう な制度を整備する 等取組を実施して いること	直近の事業年度において, ①の制度の 利用等取組の実績があること
オ 非正規雇用社員 の処遇改善(※)	Α	_	非正規社員を雇用しておらず,今後新たに雇い入れる従業員もすべて正社員の予定であること
Alle Terrel Adv.	В	非正規社員の処遇を改善するための制度を整備する等取組を実施していること	直近の事業年度において、①の制度の利用等取組の実績があること
カ 業務改善による生産 性の向上		業務改善を実施し ていること	直近の事業年度とその3年前の事業年度を比較し、生産性が6%以上伸びていること

キ 女性の活躍推進 (※)	Α	鹿児島県女性活躍 推進宣言企業とし て登録しているこ と	以下の2つ以上に該当すること (7) 直近の3事業年度の累計におい て、男性の採用における競争倍率 を女性の採用における競争倍率で
	В	女性活躍を推進するための制度を整備する等取組を実施していること	除した値が0.8以上である (1) 直近の事業年度において,女性 の常用労働者の離職率が18%以下 である
			(ウ) 直近の事業年度において,管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合が14%以上である(エ) 直近の3事業年度において,過
			去に在籍した女性を正社員として 再雇用した実績がある (オ) 直近の3事業年度において、お
	` #	# T \	おむね30歳以上の女性を正社員として採用した実績がある
ク 若手社員の活躍推進 		若手社員の活躍を 推進するための制 度を整備する等取 組を実施している	以下のいずれにも該当すること (7) 直近の3事業年度の累計におい て,正社員として就職した新卒者 等の離職率が20%以下である
		こと	ただし、採用者数が3人または 4人の場合は、離職者が1人以下 である (イ) 直近の事業年度において、①の
/		海岸忽坐唇点头!	制度の利用等取組の実績がある
ケ 治療と仕事の両 立支援・健康支援 (※)	A	健康経営優良法人 の認定を受けてい ること	_
	В	治療と仕事の両たと仕事の両たととし、健康を業員の健康の制度を実施を実施している等がある。	(7) 直近の事業年度において,特定 健診の受診率が80%以上である (1) 直近の事業年度において,①の 制度の利用等取組の実績がある
コ 育児と仕事の両立促 進		育児と仕事の両立 を促進するための 制度を整備する等 取組を実施してい ること	以下の2つ以上に該当すること (7) 直近の3事業年度の累計におい て,女性の育児休業の取得率が100 %である (1) 直近の3事業年度の累計におい
			て, 男性の育児休業の取得率が50 %以上である (ウ) 直近の3事業年度において, 30 日以上の育児休業を取得した男性
サ 介護と仕事の両立促 進		介護と仕事の両立 を促進するための 制度を整備する等 取組を実施してい ること	が1名以上いる 以下のいずれかに該当すること (7) 直近の3事業年度において,介 護に従事しながら,介護を理由に 退職した社員がいない (1) 直近の3事業年度において,介
			護休暇又は介護休業を取得した者 が 1 名以上いる

シ 障害者の活躍推進	障害者の活躍を推	以下のいずれにも該当すること
	進するための制度	(7) 直近の事業年度において、3年
	を整備する等取組	以上継続して就業している障害者
	を実施しているこ	が1名以上いる
	ع	(イ) 直近の事業年度において、①の
		制度の利用等取組の実績がある
ス 高齢者(65歳以上)の	高齢者の活躍を推	以下のいずれにも該当すること
活躍推進	進するための制度	(ア) 直近の事業年度において, 65歳
	を整備する等取組	以上の高齢者を1名以上雇用して
	を実施しているこ	いる
	ع	(イ) 直近の事業年度において, ①の
		制度の利用等取組の実績がある

(※) AまたはBのいずれかに該当する場合、当該項目の認定基準を満たす。

認定基準

以下の表の各項目について、①及び②のいずれにも該当する場合、当該項目の認定基準 (「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」)を満たす。ただし、実施が 義務づけられている取組は①に該当しないものとする。

項目	1	2
A 仕事と育児の両立 支援	次のいずれかの取り組みを 男女にかからず業年と の事業年と おいて利用者がいること (7) 育児・介護休組 規定をよること (イ) 育児休業・介護 法の規定以外の独ら 取組を実施している と	
B 男性の育児休業取得 促進	男性の育児休業取得促進のための取組を実施していること	別表1の(育児を のののののののでは ののののでは のののでは のののでは のののでは のののでで ののでで ののでで ののでで ののでで ののでで のの
C 育児中のキャリア形成	次のいずれかの取り組みを 男女にかから事業に の事業に での事業に での事業に での事業に での事業に での事業に でのでででである。 でのででででである。 でのででででである。 でのでででである。 でのでででである。 でのでででである。 でのでででできる。 でのでででできる。 でのででできる。 でのででできる。 でのででできる。 でのででできる。 でのででできる。 でのででできる。 でのででできる。 でのででできる。 でのでできる。 でのできる。 でのできる。 でのででしている。 でのでしている。 でのでしてでしている。 でのでしている。 でのでしている。 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのででして、 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのでして、 でのでして でのでして でして でして でして でして でして でして でして でして でして	